

特定有害廃棄物等の輸入の承認について

輸入注意事項19第11号(19.3.6)

最終改正：令和3年1月27日付け・輸入注意事項2021第3号

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、下記1に掲げる特定有害廃棄物等の輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。))をいう。)については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、平成5年12月14日付け輸入注意事項5第15号(特定有害廃棄物等の輸入の承認について)は平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等(バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令(平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。)第4条第1項に規定する物とする。)

なお、バーゼル法第8条ただし書並びにバーゼル省令第2条、第4条第1項括弧書及び第2項に規定する場合は、承認を要しない。

2 適用地域

全地域(台湾を除く。)

3 書面申請手続

(1) 提出書類

- ① 輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表第一 T2010) 2通
- ② 輸入承認申請理由書(別紙1の様式によるもの) 1通
- ③ 輸入契約書の写し 1通
- ④ 上記1に規定する物の輸入(⑤に該当する場合を除く。)の場合には、輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 1通
- ⑤ 上記1に規定する物(有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「条約」という。)附属書IVBに掲げる処分作業を行うものに限る。)の経済協力開発機構(以下「OECD」という。)の加盟国からの輸入の場合には、当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては、当該事業場間の契約に相当する取決めの書類(当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。)の写し 1通
- ⑥ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていることを証する書類の写し 1通

- ⑦ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可証の写し 1通
- ⑧ その他必要と認められる書類
(注1)上記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したものの(任意様式)を添付のこと。

(2) 提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。

4 輸入承認基準

- (1) OECD加盟国からの輸入の場合(条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うものに限る。)

上記1に規定する物(条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うものに限る。)の輸入であってOECD加盟国を輸出国とする輸入の承認は以下の①から③のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入の許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 当該特定有害廃棄物等の輸入に係る事前通告が我が国において受領されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。

- ② 輸入される特定有害廃棄物等について、次の事項を満たしていること。

(イ) 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の書面による契約、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること(当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約に従つて完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。)

(ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていること(例：火薬類取締法(以下「火取法」という。)上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」という。)上の薬物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。)

(ハ) その他必要な事項に適合していること。

- ③ その他OECDの回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

- (2) 上記(1)以外(OECD非加盟国からの輸入又はOECD加盟国からの輸入であつて(1)に該当しないもの)の輸入の場合

上記1に規定する物((1)に該当する場合を除く。)の輸入の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であつて、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 条約の非締約国(地域を含む。)からの輸入ではないこと。
- ② 当該特定有害廃棄物の輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
- ③ 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。
 - (イ) 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。
 - (ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること(例: 火取法上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒劇法上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。)
 - (ハ) その他必要な事項に適合していること。
- ④ その他条約の適確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

5 輸入承認条件

上記輸入承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。

通関前に経済産業大臣から「輸入移動書類」の交付を受けること。

6 条約の締約国等

条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」を確認のこと。

別紙 1

輸 入 承 認 申 請 理 由 書

経済産業大臣 殿

申 請 者

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住 所

申請年月日

電 話 番 号

輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

1. 輸出者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail：	3. 通告内容： (通告番号：) A(i)1回の移動： <input type="checkbox"/> (ii)複数回の移動： <input type="checkbox"/> B(i)処分： <input type="checkbox"/> (ii)回収： <input type="checkbox"/> C. 事前承認が与えられている回収施設 あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/>	
2. 輸入者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail：	4. 予定総移動回数： 5. 予定総移動量： KG (キログラム)： 立方メートル： 6. 予定運搬期間： 移動開始日： 移動完了日：	
8. 予定されている全ての運搬者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail： 運搬手段：	7. 全てのこん包の形態： 特別な取扱の指示 あり： <input type="checkbox"/> なし： <input type="checkbox"/> *詳細については、資料を提出すること。 11. 全ての処分又は回収作業 分類記号 D/分類記号 R： 適用技術： 輸入の理由：	
9. 全ての特定有害廃棄物等の発生者 氏名又は名称： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail： 発生場所： 発生過程：	12. 特定有害廃棄物等の名称及び組成： 13. 物理的特性： *詳細については、資料を添付すること。 14. 廃棄物の同定 (i)バーゼル条約附属書VIII (又は該当する場合IX)： (ii)OECD 分類記号 ((i)に該当しない場合)： (iii)EC 廃棄物一覧： (iv)輸出国の法規による分類記号： (v)輸入国の法規による分類記号： (vi)その他 (明細を記述すること)： (vii)Y 番号： (viii)H 番号： (ix)国際連合分類区分： (x)国際連合番号： (xi)国際連合品名： (xii)輸入統計品目番号 (HS コード)：	
10. 処分施設： <input type="checkbox"/> 又は回収施設： <input type="checkbox"/> 施設名： 住所又は所在地： 連絡責任者氏名： Tel： Fax： E-mail： 実際の処分又は回収の場所 (上記内容と異なる場合)：		
15. 関係国		
輸出国(船積地)	通過国	輸入国 (入港予定地)

(注) 用紙の大きさは、A列4番とします。